⑶　Nature and quantity of the products to be rent : Computer system for NIAS Genebank Data Processing 1 set.
⑷　Rent period : from 1 January, 2015 to 31 December, 2019.
⑸　Rental location : National Institute of Agrobiological Sciences.
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　Not come under Article 8 of the Cabinet Order concerning the Contract for NIAS. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.
②　Not come under Article 9 of the Cabinet Order concerning the Contract for NIAS.
③　Have Grade A, B or C in terms of the qualification “provision of services” for participating in tenders by NIAS, or in tenders by Single qualification for every ministry and agency in the fiscal years 2013, 2014 and 2015.
④　Not being suspended from transactions by the request of the officials incharge of contract.
⑺　Time-limit for tender : 5 : 00 PM 27 June, 2014.
⑻　Contact point for the notice : Takahide Kawamura, Contract Team, Property Management and Supply Section, National Institute of Agrobiological Sciences, 2—1—2 Kannondai Tsukuba city, Ibaraki 305—8602, Japan. TEL 029—838—7419

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等を除く、午前９時から午後６時（電子入札の場合）。又は、午前９時15分から午後６時（紙入札の場合（下記４⑴の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに午後４時までとする。

平成26年５月８日
支出負担行為担当官
東北地方整備局長　小池　　剛

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　東北中央自動車道野寺内橋上部工工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　福島県福島市大笹生　地内
⑷　工事内容　鋼単純非合成鈑桁橋　橋長Ｌ＝52.1m、Ｗ＝20.0m、工場製作・輸送・架設約600ｔ、橋梁付属物工　１式
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成27年６月８日まで
⑹　使用する主要な資機材　鋼材　約600ｔ
⑺　工事実施形態　本工事における工事実施形態は下記のとおりとする。
①　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。
②　本工事は、入札時に施工方法等に関する技術提案（以下「技術提案」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事である。
③　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
④　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑤　本工事は、鋼橋上部工の長期保証を規定した試行工事である。指定した指標に適合するように、鋼橋上部工の一般的な材料及び工法を使用し、材料の選定、施工方法、施工管理等をより適切に行うことにより、鋼橋上部工の耐久性の向上を図るものである。
⑥　本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。
⑦　本工事は、地域外（遠隔地）からの建設資材等の調達に係る費用について、支払実績により設計変更を実施する試行工事である。
⑧　本工事は、「土木請負工事工事費積算基準」等により各種工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率（率分）及び現場管理費率にそれぞれの補正係数を乗じることとしていることから、見積にあたっては留意すること。
⑨　本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が10㎞程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。
⑻　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。

２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　東北地方整備局における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成11年４月１日以降に、発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了した、下記ⓐからⓕの要件を満たす施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。
ⓐ　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。
ⓑ　鋼橋の新設工事であること。
ⓒ　最大支間長が40m以上であること。
ⓓ　鋼材重量が450ｔ以上であること。
ⓔ　供用中の道路を規制（通行止め、片側交互通行、切り回し、車線減少など）して架設した工事であること。
ⓕ　当該施工実績が適切なものであること。
適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。
なお、ⓐからⓕは同一の橋梁で施工した実績であること。
また、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部又は地方整備局発注工事」という。）である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。ただし、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記ⓕ「当該施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。
経常建設共同企業体（甲型）にあっては、構成員の何れか１社が、上記ⓐからⓕまでの要件を満たしていること。